

教職ルート攻略

ゆーの

概要

今年は本学において大規模な学科再編が行われた。そのため、教職の免許取得に関しても変更がなされたようだ。そこで本論では、筆者の体験を含め、以前の教職ルートを簡単にではあるがまとめておこうと思う。

1 本論を読む前に

基本的に中学および高校両方の免許状を取得することを念頭におき書いている。また、工業に関しては筆者は特に解説はできないが、職業指導以外はほかの教科と同じようにとっていけばよい。また、高等学校教諭専修免許状に関しては解説は行わない。

2 教職ルートを攻略する前に

教職ルートに入る前には必ずガイダンスを受けておくべきである。ここで手に入る教職課程の手引きは今後のルート攻略におけるルートマップになるものが載っている。もし出られないのであれば教務課に行き、手に入れておくこと。

また、今後攻略していくにあたって十分心構えをしておくべきである。なぜなら、他人よりも30単位以上多く講義を履修することになるとともに教育実習を2週間ないし3週間行う必要があるからである。

よって、早い段階から今後の展望をしっかりとイメージしておくといだろう。途中で後悔してやめたとしても、教職に関する知識は得ても今までの時間は返ってこないのだから。

3 攻略

では、実際にどうやって攻略していくのかをみていこう。

攻略に関しては大きく分けて4つのフラグを立てる必要がある。また、その中でも2つはそれぞれの教科に共通しているもの、残り2つは各教科ごとに

立てる必要のあるものとなっている。

それぞれのフラグを立てて自分の取得したい教科を得るために、それぞれで必要とされる科目の単位を取っていく。では、それぞれのフラグの特徴を見ていこう。

3.1 教科に関する科目

ここで必要とされる科目は卒業に必要とされる科目に含まれる必修科目や選択必修科目、選択科目の科目である。よってここに含まれるものは普通に講義を受けていけば難なく取れるものである。ただし、ここに書かれているものの中には(教職で)必修となっている科目があるため、選択科目になっている授業が教職では必修科目となることがある。

また、ここで注意すべきことは複数の教科の免許を取得する場合だ。この場合、ここに書いてある必修科目が同じ時間に入っていることもあるため、単位を落とさないようにするべきことである。

ちなみに筆者は必修が同じ時間に3つ被っていた。

3.2 教職に関する科目

ここには教職に関する科目が含まれている。そして卒業単位にはならない。

具体的には、教育心理学や 科教育法、教育実習の単位があげられる。

ここで、科教育法にはIから最大でIVまであるが、高等学校ではIのみの履修で大丈夫であるが、中学校ではすべてが必要である。自分の必要な教科をとろう。

3.3 その他

その他としたが、ここには法学、体育、外国語演習、そしてコンピュタリテラシーが含まれる。

3.4 教科又は教職に関する科目

さて、意外と問題になるのが教科又は教職に関する科目である。これは上記の教科に関する科目で必要とされる単位であまったものと教職に関する科目で必要とされる単位で余ったものを足して、高等学校では 16 単位以上、中学校では 8 単位以上を必要とされる。

油断をすると足りないということもあるので注意が必要である。

ただし、この欄に関しては裏技のようなもの(後述)がある。

4 意外と知られていないこと

せっかく教職科目を履修していても教科又は教職に関する科目が足りなくて免許が取れないなんてことがあるかもしれない。もし 2 教科以上の免許取得を目指して片方だけでも取得できていれば、次の特殊な方法でもうひとつの免許を取ることが可能かもしれない。

すでに高等学校の免許を持っていれば、違う免許をとる場合に教科に関する科目を 20 単位、教職に関する科目を 4 単位取得すれば免許を取ることができるのである。

また、中学校では違う免許をとる場合に教科に関する科目を 20 単位、教職に関する科目を 8 単位取得すれば免許を取ることができる。

どちらも教科又は教職に関する科目は必要とされない。これを適用すれば、意外と楽に教科数を増やすことができるかもしれない。

5 まとめ

簡単ではあったが教職に関してみていった。ここに書いてあるものは、学科再編前のものであるため今のものとは大きく違っているかもしれない。しかし、これだけは言えるが、確実に単位を取ることができればそこまで大変なことではないのである。

参考文献

- [1] 平成 19 年度教職課程の手引き
- [2] 教育職員免許法